

一、争議發生、場所 北豊島郡日暮里町大字日暮里四六四

二、事業主側

営業主 坂井儀之助

資本金 二千圓

事業 古物商

企業系統

十シ

僱用労働者

男十一名

三、労働者側

争議参加者 男十一名

労働組合加入者 十シ

應援労働組合 朝鮮労働總同盟北部支部

四、争議發生年月日 昭和四年三月廿四日

五、争議發生、原因并要求事項

坂井ハ古物商トテ古亞鉛ヲ買入レ是ニ加工シテ賣却シワ、アルニ、ナルカ加工場、設備無キヲ以テ労働者ハ是ニ改善ヲ爲スヘン袂ニ協議シワ、アリテ多少急業氣分アリシ爲事業主、注意ヲ興ヘタルニ却ツテ反抗的態度、出テ廿四日全員罷業シ別記要求書ヲ提出シタリ

六、経過

(1) 労働者側

朝鮮労働總同盟、應援ヲ求メ且三河島子ノ神一一
一木下勝二方ニ本部、設ケ對策協議シワ、アリ

(2) 事業主側